

秘密保持に関する誓約書

一般競争参加予定者（以下「乙」という。）は、独立行政法人国立科学博物館（以下「甲」という。）が行う「拠点間ネットワーク回線及び学術情報ネットワーク（SINET）接続回線一式」の一般競争に際し、甲の指示された事項を守り、下記のとおり秘密を保持することを要する内容について、知り得た情報を他に漏らさないことを誓います。

1 総則

乙は、甲から提供された本業務に関する資料及び情報（以下「資料等」という。）を、第三者に一切開示、漏えいまたは提供しない。

2 守秘義務を負う資料等

乙が守秘義務を負う資料等は次のとおり。

- (1) 「拠点間ネットワーク回線及び学術情報ネットワーク（SINET）接続回線一式」に係る提供資料一式（ただし、公開している仕様書等の文書を除く）
- (2) 本事業についての質問に対する回答、施設の閲覧等により得られた情報

3 守秘義務の内容

乙は、資料等を善良なる管理者の注意をもって守秘義務を負い、次の事項を遵守する。

- (1) 本業務を直接担当する乙の担当者（以下「担当者」という。）以外には資料等の取扱いをさせないこと。
- (2) 資料等は、乙の管理する場所に厳重に保管し、保管場所から搬出させないこと。
- (3) 資料等は、担当者以外に開示しないこと。

ただし、開示時に公知である情報、開示前から乙が正当に取得または保持していたと証明できる情報及び開示の権利を有する第三者から当該第三者が守秘義務を負うことなく適正に入手した情報は除く。

4 資料等の廃棄

- (1) 乙は、本業務の落札者とならなかった場合には、開札日後直ちに、甲から提供された本業務に関する資料等並びにその複製物を廃棄すること。（電磁的記録を含む）
- (2) 乙が、本業務の請負者と決定した場合の資料等の取扱は、別途甲乙にて協議の上決定するものとする。

5 損害賠償等

（※印刷は両面印刷とすること。）

担当者が秘密情報等を開示するなど本誓約の条項に違反した場合には、乙は、甲が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

令和 3 年 月 日

(乙)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(※印刷は両面印刷とすること。)